

○高木委員長 それでは、建設公営企業常任委員会を開会いたします。

本日は全員の出席でありますので、これより委員会を進めてまいります。

報告事項について、最初に、市営住宅入居者の定期募集の中止について、理事者から報告をお願いいたします。

建築部長。

○中野建築部長 市営住宅入居者の定期募集の中止について、報告いたします。

市営住宅の入居者は、年4回実施している定期募集により選定しております。令和2年度の第1回目の定期募集は、当初、5月7日、木曜日から10日、日曜日までの4日間、緑町団地など16団地29戸について募集することを予定しておりましたが、4月16日に、全都道府県が新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づく緊急事態措置を実施すべき区域とされ、北海道は、特定警戒都道府県となったところであります。定期募集の際には、例年、多数の申し込み者の来場がありますことから、密閉、密集及び密接のいわゆる3密を回避し、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、今年度第1回目の定期募集は中止することとしたものでございます。

定期募集の中止については、ホームページやフェイスブックへの掲載のほか、報道機関に対して報道依頼を行っているところであり、今後は、フリーペーパーなどでも周知を図ってまいります。

なお、8月に実施を予定している第2回目の定期募集は、これを前倒して7月に実施することや、申込者の密集等を可能な限り回避することができるよう募集方法の見直し等についても検討しているところであり、今回見送った29戸の住戸についてもあわせて募集することといたします。

説明は以上でございます。

○高木委員長 ただいまの報告について、委員の皆さんから御発言ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○高木委員長 それでは、次に入っていきます。

除雪車両運行管理システム業務委託の実施について、理事者から報告をお願いいたします。

土木部長。

○太田土木部長 除雪車両運行管理システム業務委託の実施について、御報告を申し上げます。

配付してございます資料をごらんください。本事業につきましては、GPS端末を利用した除雪車両運行管理システムでございまして、除雪作業の効率化や可視化を進めることによって、報告書作成など、除雪企業の負担軽減と市民サービスの向上を図るため導入するものでございます。

GPS導入の経過といたしましては、平成29年度に試行的に、幹線道路が集中してございます中央・新旭川地区で実施しているところでございますが、令和2年度につきましては、中央・新旭川地区に加えまして、平成30年度の除雪に課題があった永山地区、また比較的雪が少ない南側の神楽・緑が丘・西神楽地区の3地区にGPSを導入し、それぞれの地区の特性を踏まえながら、運用に当たっての課題等を検証してまいります。

契約の方法といたしましては、平成29年度に実施した試行結果を踏まえ、より実用的なものにしなければならないといったことから、システムを構築する上で顕著な差異となってあらわれる可能性がある受託者の技術力や経験を評価する必要があるため、公募型プロポーザル方式により受託

者を特定することとしたところでございます。企画提案書の審査及び評価を行う審査会の委員構成につきましては、当該業務に関連する職員のほか、学識経験者等の外部の者5名で構成し、4月24日に開催いたしました第1回審査会におきまして実施要領や審査方法等を決定し、4月28日から公募を実施しているところでございます。

今後の予定についてでございますけれども、5月18日までにプロポーザルの参加受け付けを実施、5月21日から6月1日まで企画提案書の受け付けを行い、6月10日に開催する第2回審査会におきまして、受託候補者等を特定する予定でございます。

今回の業務委託の審査方法につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大防止の対応を踏まえまして、企画提案書等にかかわるプレゼンテーションを行わず、質疑応答書を用いた書面によるヒアリングを実施した上で、企画提案書の審査及び評価を行う方法としているところでございます。その後、受託候補者と仕様書の内容を協議し、見積もり期間を経て7月上旬に随意契約により契約を締結する予定でございます。

以上、土木部からの御報告を申し上げます。よろしくお願いいたします。

**○高木委員長** ただいまの報告について、委員の皆さんから御発言ございますでしょうか。

上村委員。

**○上村委員** 済みません、ちょっと何点かだけお尋ねをさせていただきます。

GPSシステムの業務委託ということで、期待を申し上げていた内容に着手されているということとまずは評価したいと思うところなのですが、契約の方法が公募型プロポーザル方式ということで、今回報告をいただいております。

説明のくだりにもありましたけれども、平成29年度に試行を実施した中で、なかなかうまく成果を得られなかったということで、翌年度から保留になっている状態があつて今日を迎えています。担当部局として、業務委託に関して前回の反省というか経緯を踏まえた中で、今回どういう工夫を施した上でのプロポーザル実施に至ったのかということとをまず確認させていただきたいと思っております。

**○時田土木部雪対策課主幹** 平成29年度の試行におきましては、除雪車両が通過した軌跡を表示するには十分なレベルではあつたんですけども、その位置精度が高くないために、除雪車が通過した路線を把握し切れず、除雪済み区間の延長の集計値と実作業の延長に差が生じるといったような問題がありました。そこでGPS端末の精度の向上という考え方もありますが、それに対応する新しい端末の費用となると、費用が高くなるといった課題も見えてきたところなんです。そこで端末の精度については取得した位置情報の誤差を補正できる機能を有していて、的確に把握して集計できる機能をつくるということで、業者のほうから提案してもらった内容のプロポーザル方式となっております。

**○上村委員** 前回の試行の経緯の中で、作業日報であるとか、そういったものが自動的に作成できる機能に当初は期待していたけれども、なかなかそこまでいかなかったという結果もあつたように記憶をしております。その点については、今回の業務委託の考え方としては、実現に至りそうなのかどうかということもあわせて確認したいと思っております。

**○時田土木部雪対策課主幹** 除雪車両にそれぞれGPS端末を乗せた中で、走らせた時間、軌跡、距離等について自動的に集計できる機能、そしてそれを日報として取りまとめる機能について、その実績を取りまとめる際に精度の問題があつたことにつきましては、例えばそれを間違いない数

字に置きかえて日報の中に入れることで、正確な日報作成につなげるというような考えでございます。

**○上村委員** そこまで、このシステムで完結することができれば、一定程度、作業、業務の効率化ということには資するものだというふうに考えられるところでは。

そこで、費用のことでちょっとお聞きしたいんですけども、このプロポーザルによって相手方を選定した上での委託費用というものは、予算としてはどのぐらいの確保がされている状況なのか、今、改めて確認をさせていただきたいと思います。

**○時田土木部雪対策課主幹** 今回のプロポーザル方式の予算の上限としましては、2千218万1千円となっております。

**○上村委員** ぜひ、このプロポーザルによって新たな展開につながることを期待しているわけですが、1点、今、御説明を聞いていて違和感が残ったのが公募期間です。先ほど、既に4月28日に公募を開始したということでありましたが、参加表明が5月18日までということで、これは短くありませんか。

**○小松土木部雪対策課長** 公募期間についてでございますが、今年度、この業務の試行に向けて10月末までにシステム構築が必要でありますことから、4月10日から入札手続を始めたところでございます。旭川市プロポーザル方式の実施に関するガイドラインに基づきまして、参加表明期間が20日以上ということになっております。また、緊急の場合は短縮してもいいということになってございますが、今回、その20日を適用して5月18日ということで設定させていただきました。

**○上村委員** 4月28日から5月18日まで、いわゆる平日の日数は何日ありますか。

私が聞きたいのは、今、20日間ということで、その基準を用いて5月18日までにしたというふうにおっしゃいましたが、その期間はいわゆるゴールデンウィークであり、実際ほとんど平日の期間ではありませんよね。そして、今、新型コロナウイルスの大変な局面において、本来のゴールデンウィークになるかどうかとも怪しい状況ではありますが、なかなか通常の業務を行えない状況にある中で、5月18日までというのはいかにも私は短いという判断をしたもので、違和感を持っているわけです。なぜ、このような短い日数にしたのかということをお聞きしたいと思いますし、特に、そのことで問題なくこの業務を行えると思ってそういう判断をしたのかどうかということを確認させていただきたいと思います。

**○小松土木部雪対策課長** 繰り返しになりますが、まず、今年度の試行に向けては、10月末までにシステム構築が必要ということになりますから、その部分で必要な期間を最低限とった中で、今回20日間とさせていただきます。短いという御指摘もありますが、その後の状況もありますし、10日までは縮められるということもガイドラインにはあります。ただ、御指摘のとおり、ゴールデンウィーク、新型コロナウイルス等の影響がございますけれども、この期間でまず参加表明をしていただいて、その後10日間、企画提案の期間もございますことから、その期間で十分、このプロポーザルが成り立つということで考えております。

**○上村委員** 10日間の企画提案の期間があるというのは、先ほど御説明のあった6月1日までに、またそこで改めて企画提案書の提出期間があるということをおっしゃっているんだと思うのですが、そもそもこれは、参加表明をした上での話だと思うんですよね。気になった答弁は、10月からテスト運用期間を開始する、あるいはシステムの構築も7月ぐらいから始めなければならないという

ことも含め、先ほどの答弁をざっくり解釈すると、そこから逆算して、多少急いでプロポーザルを実施しているということですね。あえて計算しませんけど、実際に平日の数を数えたら本当に限られた時間ですよ。冒頭に御説明がありましたとおり、過去のなかなかうまくいかなかったことを踏まえて、今回、改めて仕切り直しをしているわけですね。そして、約2千200万円という非常に大きな予算をかけて、新たな展開を導入しようとしているにもかかわらず、私は、このプロポーザルに係る期間というものの設定の考え方は非常に心もとないと思って受けとめています。部長にもお聞きしたいと思いますが、そういう思いはないのかということを確認させてください。

**○太田土木部長** 今回の除雪車両運行管理システムの業務委託、この管理システムの導入につきましては、これまでもいろいろと平成29年度の試行的運用から含めて、やはり除雪作業に対する人の効率化ですとか、作業の簡略化といった部分では、かじを切る一つの大きな場面なのかなというふうにも考えてございます。そうした中で、今回、令和2年度にこの業務委託を実施するとなった段階で、GPSを活用した道内の実績等も調べますと、やはり北見、恵庭、札幌、苫小牧といったところで、ある程度実績も得られているということで、そういったところもほとんどプロポーザル方式で実施しているという実態もございます。そういったことを踏まえれば、ある程度業者さんにおいても、そういった業務があるということのノウハウといったものも積み重ねてきているだろうということもございまして、何よりも、先ほども今年度のスケジュールを申し上げましたが、10月末までにはシステムを構築しなければならない、その前の10月上旬には除雪業者を決定いたしますので、テスト運用をしなければならないといったことを含めると、やはり7月に契約を締結して、9月いっぱいである程度の形をつくらなければいけないといったこともございます。また、どうしてもやはりこういったシステムの構築に関しては、トライアル・アンド・エラーの部分もございまして、そこにやはり重点を置いて、十分な期間を置いて、本市に合ったシステムを構築したいという思いもございまして、そういった意味では、委員も御心配されておりましたけれども、5月18日までとしました参加表明期間をどうしても縮めていくしかなかったというような実態もございまして、いずれにしても、我々としてもいい企画提案になるように、受けた後での評価といったことも十分ございまして、その辺にも重点を置きながら、いいシステムなるように心がけていきたい、努めてまいりたいというふうに考えてございます。

**○上村委員** 除雪の業務に関する議案審査とか、議会での議論というものは、私は非常に難しいなと改めて痛感しているのは、どうしても、今まさにそのシーズンに入っているときに翌年度の話をしていて、なかなか今年度の結果もまとまらない中で、先々の話をしなければならないとことがあります。ですから、おっしゃるとおり、今まさに翌シーズンの話をしながらこういうスケジュールが詰まってきたということがあるんでしょうけれども、逆に、私が申し上げたいのは、とは言いながらも、GPSシステムの導入ということは、少なくとも今年の3月までの第1回定例会で議論した中で方向性を決めていらっしゃるわけです。ですから、そういったことを当然、担当の皆さん方は承知をされながら新年度を迎えているわけです。そういった中で、先ほど来、10月から逆算するとこの時期で、急がざるを得なかったとおっしゃいましたけれど、それであればなぜ、このプロポーザルの公募の開始時期を前倒しするような作業ができなかったんですか。

**○太田土木部長** 今回のプロポーザル方式での実施につきましては、年度が明けまして4月10日には、第1回目の土木部内での選考委員会にて、どのような形で委託を発注するのかといった

ことで、当初からプロポーザルといったことで早い段階で我々もスタートしたつもりでいるんですけども、10日に意思決定をしてプロポーザルの実施となるには、やはり審査委員の選定ですとかがございまして、我々としては、最速でやって何とか24日の第1回目の審査会を開催できたといった状況でございます。実際に、年度前からそういった取り組みをある程度見越した中でできるのではないのかといったこともあったかもしれませんが、我々としては、4月に入ってから、大急ぎで作業を進めてきたといったことがございます。

**○上村委員** もうやめますけれども、なかなかこれは単純にその応募者だけを募るという目的ではなくて、御説明にありまして、その内容、顕著な差異があらわれる、そういったかたちにこちらが望む業務を行っていただける業者を見つけるかということが、ある意味一番の目的だと思うんです。そういうことからすると、しっかりとした周知期間、そして募集期間をもって、適切な選定を行っていくということが特に必要な業務であったと思いますので、私はこの期間に対して非常に懸念を持って、今、質疑をさせていただきました。この点をしっかりと踏まえた上での業務が遂行されますこと、しっかりとその点をやっていただきたいということ、あるいは、後ほどまたそういった検証をさせていただきたいと思いますので、そのことを申し上げて質疑を終わります。

**○高木委員長** ほかに委員の皆さんから、御発言ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

**○高木委員長** それでは次に、新型コロナウイルス感染症に係る一般病棟の運用等について、理事者から報告をお願いいたします。

病院事務局長。

**○浅利市立旭川病院事務局長** 新型コロナウイルス感染症に係る一般病棟の運用等につきまして、これまで本院のこの感染症への対応状況も含めまして、御報告を申し上げたいと思います。

お手元に配付いたしました資料、市立旭川病院の新型コロナウイルス感染症への対応についてを、ごらんいただきたいというふうに思います。既に、この委員会でもこれまで御報告申し上げてまいりましたけれども、本院におきましては、上川中部の2次医療圏唯一の感染症指定医療機関として、これまで感染症病棟の稼働でありますとか、発熱外来の運営を行ってまいりまして、同感染症への対応を行ってきたところでございます。

これらの対応につきまして、それぞれ現状を御報告申し上げたいと思いますが、まず最初に感染症病棟でございます。本院が有しております感染症病棟につきましては、病室全てが陰圧室、つまり、外に空気が漏れない仕組みとなっております。他の外来棟あるいは入院病棟から独立した病棟として運営をしているところでございます。もともとは、感染症病棟6床を有しておりましたけれども、この感染症の発生状況に鑑みまして、現在は増床しまして、8床の運営で行っているところでございます。感染症病棟の稼働状況につきましては、お配りした資料の表1、感染症病棟の稼働病床数(日別)というふうにお示ししておりますが、こちらのとおり、2月21日に稼働して以降、一時期は稼働のない状況というものもございましたけれども、直近では、8床中7床の稼働があるなど、稼働率が上昇してきているという状況であります。また、2枚目の表2、感染症病棟の稼働病床数(1日当たり(週平均))は、その1週当たり、1日どのくらい入っていたかというふうにお示ししたものでございますが、3月中下旬には1週間単位での稼働が落ちていたところでございますけれども、グラフにありますとおり、4月の第2週ぐらいから稼働率が大きく上昇してい

る状況にございまして、4月25日まで延べ入院患者数は203名となっているところでございます。これらの状況を踏まえますとともに、市内でのクラスターの発生による患者急増でありますとか、北海道内、特に道央圏の発生増の状況などを踏まえますと、現在の感染症病棟のみの感染症患者や疑い患者への対応ということでは、近い将来、受け入れが困難になることが予想されますことから、当院の西6階病棟に入院されている患者様を全て、他の一般病棟に転棟していただき、現在この西6階病棟を空床としたところでございまして、今後、この感染症の患者様が急増した際には、一般病棟であります西6階病棟を利用して受け入れを行っていくことといたしたところでございます。また、さらにふえるような状況になりました際には、一般病棟のさらなる活用も含めまして、対応してまいりたいというふうに考えてございます。なお、本件につきましては、市保健所や旭川市医師会及び他の基幹病院とも協議の上、当院で意思決定をしたものでございますけれども、他の基幹病院においても、この感染症患者増への対応についてそれぞれ検討を行っていると同様に、市内基幹病院連携のもとで、今後も対応してまいりたいというふうに考えております。

続いて、発熱外来についてでございます。当院の発熱外来につきましては、当院内におけますこの感染症の疑いのある発熱患者と一般の患者、こちらの導線を分けることを一つの目的とし、さらには、市内や圏域でのこの感染症の疑いのある患者や発熱者の診療のために、国の指針により公にはしておりませんが、市保健所とも連携をいたしまして3月3日に設置したものでございまして、平日の午前中、運営しているところでございます。これまでの発熱外来の受診患者の実績につきましては、表3、発熱外来の受診患者数（日別）及び表4の発熱外来の受診患者数（1日当たり（週平均））でお示しておりますとおり、こちらにつきましても、3月下旬には減少した受診患者数が4月に入ってから増加傾向となっております、4月24日までの受診患者延べ数は354名となっております。つきましては、発熱外来の患者の増加傾向に加えまして、現在市内における発熱外来の運営は当院のみとなっていることに鑑みまして、ゴールデンウィーク中の5月4日と5月5日の2日間、こちら両日とも祝日ではございますが、発熱外来の運営を行うこととしたものでございます。

以上、当院におけます新型コロナウイルス感染症の対応状況、それから今後の対応に係る報告とさせていただきますが、当院といたしましては、感染症指定の医療機関として、また公立病院としてその責務を果たすため、今後もこの感染症については、状況に応じた対応を行ってまいりたいというふうに考えております。あわせて、市保健所や旭川市医師会、あるいは市内の他の基幹病院等とも連携を図りまして、本件について対処してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○高木委員長 ただいまの報告について、委員の皆さんから御発言ございますでしょうか。

（「なし」の声あり）

○高木委員長 それでは、以上で本日の常任委員会を散会いたします。

---

散会 午後1時28分